

8 事務に従事した職員

局長 吉崎勝哉 君  
係長 合田宇宏 君  
主任 花木賢太 君  
主任 森麻衣子 君

事務局長	ただいまより令和5年第2回農業委員会全員協議会を開催したいと存じます。 それでは、会長、お願いいたします。
会長	ただいまより、農業委員会全員協議会を開催いたします。 本日は協議会ですので、会議の成立についての報告はありません。  署名委員は、2番田中会長職務代理者、3番榎本委員にお願いします。
会長	それでは、議事に入ります。 (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について を一括して事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明(1)]
5番 後藤委員	きれいに耕作されており、適切な肥培管理が行われていました。
事務局(森)	[事務局説明(2)(3)]
会長	以上について、何かご質問等ございますか。
9番 北沢委員	(2) 第4条農地転用について、高齢者グループホー

ムをなぜ生産緑地に建設するのか。生産緑地以外に場所がなかったのか。市は農地を保全したいのでは。

会長

農地の転用は個々の農家の事情による。今回、グループホーム建設の話とたまたまタイミングが合い、このようなマッチングに至った。生産緑地における建築物等の新築は行為制限の対象となるが、公共施設設置の場合はこの限りではない。

9番 北沢委員

生産緑地が施設建設用地となることについては疑問を持つべきだ。

会長

続きまして、

(4) 生産緑地地区等管理通知書の復元報告について事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

10番 下田委員

(1番目の方については) 冬枯れで草が刈れている状況であり、耕作や播種ができる状況ではなかった。

8番 櫻井委員

(2番目の方については) 梅及び栗の木は伐根作業中。貸借予定地については区画割を行ったようだ。一度耕作をしたようだが、ここ1年は手が入っていないように感じる。ごみの投げ入れなども散見された。

4番 松本委員

(3番目の方については) パトロール時は草が生えていたが、きれいに刈られており改善されていた。本人が80代半ばであり、お一人で営農されているため大変だったことだった。

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

[質疑応答なし]

会長

続きまして、

(5) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定申請書の事前確認について

	事務局より説明を求めます。
事務局	〔事務局説明〕
会長	J Aでの顔合わせに参加された委員からも補足してください。
8番 櫻井委員	申請者は農業に情熱をもっておられると感じた。個人が法人に対して貸借するということなので、市として受理するにしても、契約書には実印と自署は必要ではないかと伝えた。
12番 大坂委員	今回貸借の対象となる農地は30アールと広いが、申請者はすでに他市でトマト栽培等を行い、将来的には農福連携をやりたいという考えを持っている。キャベツとブロッコリーを年間2回やられるのかは不明だが、実績を見る限り安心して貸せるのではないか。貸す側も残りの農地をしっかりと耕作してくれれば良いと思う。
会長	貸す側にも様々事情があつてのこのことようだ。申請者は都のG A Pを取得されており、とても前向きで、2年ほど前から武蔵野市内の農地を探していたとのこと。 他の委員から何かご質問等ございますか。
9番 北沢委員	①申請者の年齢は？ ②なぜ法人で申請されるのか。 ③なぜ使用貸借の制度を使われるのか。 ④「J Aの直売所への出荷」とのことだが、武蔵野新鮮館のことか、また許可をすでに得ているのか。 ⑤機材はリースとのことだが申請者個人から法人が借りるのか。 ⑥キャベツとブロッコリーの作付計画が年1回と見受けられるが、なぜ1回なのか。 ⑦一人雇用するとのことだが、その人の農業経験の有無は？ 以上について事前確認の場で聞いていただきたい。
事務局	事前確認の際に確認したい。
8番 櫻井委員	借り手の法人の定款などは確認するのか。

事務局	前例でも法人からは定款を提出していただいているので、今回も確認は可能ではないかと思われる。
7番 田邊委員	今回のケースは武蔵野市では初めてのことと思うので、武蔵野市への貢献については市の意向をしっかりと伝えていただきたいと思います。また、農福連携は武蔵野市も検討していることだと思うので、貢献度が小金井市へ著しく偏るようなことがないようにしていただきたいと思います。
会長	続きまして、 (6) 認定農業者・都市型認定農業者の申請状況及び個別相談会・審査会について 事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明]
会長	以上について、何かご質問等ございますか。
9番 北沢委員	広域認定で、東京都へ提出するものと関東農政局へ提出するものの違いは。
事務局	武蔵野市以外の農地も合わせて認定申請を行う場合で、対象農地が都内の他の自治体にある場合は東京都へ、対象農地が関東農政局管内の他県にある場合は関東農政局へ広域認定として提出する。
会長	続きまして、 (7) 農業委員会だより第20号について 事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明] 詳細は田邊委員長より報告をお願いいたします。
7番 田邊委員	無事に（農業委員任期）最後の通信を発行する運びとなった。この3年間に新型コロナ、東京オリンピック、ロシアのウクライナ侵攻などがあり、農業にも大きな影響があったとつくづく感じた。発行してきた「むさし農」の中にそれらの一つ一つが込められている。市民の

皆様に武蔵野の農業をお伝えするという使命を果たせたのではないかと思う。

特に大きな誤りがなければこのまま印刷に入る。

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔記事本文の誤記載について指摘をいただく〕

会長

続きまして、

(8) 令和4年度武蔵野市東京うど組合品評会について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、ご意見等ございますか。

〔質疑応答なし〕

会長

続きまして、

(9) 令和4年度農業顕彰等受賞者祝賀懇親会の収支報告について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

続きまして、

(10) 令和5年度夏野菜品評会について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑応答なし〕

会長

続きまして、

(11) 令和5年度分市民農園の応募状況について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

続きまして、  
(12) 農業委員の改選について  
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑応答なし〕

会長

続きまして、  
(13) 東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画について  
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

みどりの食料システム戦略の法律ができたことで、都が慌てて各自治体へ発信してきた印象があるが、事務局から説明を受けた限りでは、特にデメリットが見当たらないことと、後から追加で参加することができないことのようなのだ。資料に記載されている支援措置の一覧を見ると、整備、投資など大型事業に対してメリットがある内容となっており、市街化区域内ではそれほど活用できないかもしれないが、もし大きな事業をやることになった場合に補助などで支障が生じてはいけないので参加で良いと思うが、何かご意見等ございますか。

事務局

補足すると、東京都農業会議にも問い合わせたが、この件については情報が入っていないとのことだった。  
また、今回参加しなかった場合に追加で参加できないという点については、東京都から手続きに時間と手間がかかるとともに農水省の同意を得る必要があることから、連名による計画策定は今回限りとし、それ以降の計

画策定は各自治体が独自で策定するとの説明だった。

9番 北沢委員 国に意見したことがあるが、各自治体が策定する農業振興計画で十分であり、それで事足りるというレベルなので、国や都に意見を言うべきだと思う。

5番 後藤委員 計画案は「有機農業が良い」というイメージ戦略のようにも見え、現場で我々が取り組んでいることが否定されているような気持になる。そのようなことを国が大手を振ってやっていくのは難しいのではないかと感じる。  
大きく見れば日本独自の生産性が下がるように見え、不思議な感じがするという印象はぬぐえない。

会長 国が出しているプランは日本全体のことなので、東京都などわずか1%程度の都市型農業にフォーカスしているわけではないと思う。しかし、委員の懸念はもっともなので、武蔵野市の農業振興計画の中で有機とのバランスを取っていくことが必要と思う。

2番 田中会長  
職務代理者 必要となったときに計画を策定するのでは遅いので、とりあえず都との連名に参加しておき、案件が生じたときに細部を考えればよいのではないかと思う。

14番 大谷委員 G A Pという言葉が何か所か出てくるが、G A P義務付けとなると農業者の負担になるのではないかと思う。

12番 大坂委員 G A Pは数年ごとの更新と手数料がかかるので、それを義務付けられたとしても参加せず独自の販売ルートを確認すればいい。G A Pを取得しないと庭先販売までできなくなるという事態にまではならないと思う。

事務局 計画案には「推進する」という記載だけで、何かを「強制する」という記載はないので、事務局としては連名で策定しても問題はないと判断した。特に異論がないようであれば、都との連名で進めさせていただく。

会長 続きまして、  
(14) その他 会議等日程

事務局

事務局よりお願いします。

〔事務局説明〕

会長

最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時10分